

## 埼玉バーチャル観光大使事務局業務委託企画提案競技実施要項

埼玉県では、近年若者から注目を集めているVTuberの発信力に着目し、県内観光資源を若者に向けてPRするVTuberを埼玉バーチャル観光大使として任命している。

埼玉バーチャル観光大使に関する事務局を設置し、SNSを活用して埼玉観光を盛り上げるため、「埼玉バーチャル観光大使事務局業務委託」を実施する。当事業の受託者を選定するため、下記のとおり、埼玉バーチャル観光大使事務局業務委託に係る企画を募集する。

### 1 委託業務名

埼玉バーチャル観光大使事務局業務委託

### 2 委託業務内容

埼玉バーチャル観光大使事務局業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

### 3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)

### 4 予算額

予算額 3,993,000円

※ 本業務の契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

### 5 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 過去2年間に国、または地方公共団体等と本事業と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示(令和4年埼玉県告示第747号)に基づき、業種区分「催物、映画、広告、その他の業務」のうち大分類「催物等」に登録されていること。
- (3) 次のアからオまでのすべてに該当すること。
  - ア 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
  - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。
  - エ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入

札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。  
オ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の実業に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

## 6 スケジュール

令和6年3月13日（水）	公募開始（埼玉県ホームページ）
令和6年3月15日（金）午後5時	質問の受付期限
令和6年3月18日（月）	質問に対する回答
令和6年3月21日（木）午後5時	企画提案参加希望書の提出期限
令和6年3月25日（月）午後5時	企画提案書の提出期限
令和6年3月29日（金）	企画提案競技結果通知

## 7 質問の受付及び回答

### （1）質問の受付

本件に係る質問は、質問書（別記様式1）を下記メールアドレス宛てに電子メールにより提出するものとする。電話による質問は原則受け付けない。

メールアドレス：a3950-01@pref.saitama.lg.jp

件名：埼玉バーチャル観光大使事務局業務委託企画提案質問書

### （2）質問の回答

質問への回答は、埼玉県ホームページに掲載する。

## 8 企画提案参加表明

### （1）企画提案参加希望書の提出

本業務委託の企画提案への参加を希望する場合は、あらかじめ企画提案参加希望書（別記様式2）及び誓約書（別記様式3）を下記メールアドレス宛てに電子メールにより提出するものとする。

メールアドレス：a3950-01@pref.saitama.lg.jp

件名：埼玉バーチャル観光大使事務局業務委託企画提案参加希望書

## 9 企画提案書の提出等

### （1）提出方法

企画提案書はデータで提出すること（紙提出不可）。

データ形式はPowerPoint 又はPDFに限る。データ提出にあたり埼玉県の実業に使用する場合は事前に引き取り便の送付を受けること。

メールアドレス：a3950-01@pref.saitama.lg.jp

件名：埼玉バーチャル観光大使事務局業務委託企画提案書

## (2) 記載内容

ア 企画提案書の1ページ目(表紙)には、次の事項を記載すること。

(ア) 表題(埼玉バーチャル観光大使事務局業務委託事業企画提案書)

(イ) 応募者の住所、氏名並びに連絡担当者の氏名、電話番号、E-Mail アドレス

イ 企画提案書の2ページ目は「目次」とすること。

ウ 企画提案書の3ページ目以降に記載する事項は、概ね次のとおりとすること。

(ア) 基本方針

(イ) 仕様書の各項目に沿った実施内容、方法、及び各項目の目標数値

(ウ) 業務実施スケジュール

(エ) 業務実施体制・法人概要(設立趣旨、事業内容・実績)

※ 本県職員と綿密な打合せを随時行える体制を明記すること。

(オ) その他、必要と思われる事項

(カ) 見積書(宛先は「埼玉県知事 大野元裕」とし、担当者の氏名及び法人等の連絡先を明記すること。代表者印の押印は不要である。)

エ 企画提案書の作成に際しては、仕様書のどの項目に関する提案かを明確に記載すること。また、提案に当たっては、「仕様書の内容を具体化したもの」「独自で上乘せするもの」の区別が明確に判別できるようにすること。

## (3) 添付書類

ア 5(1)を証明する書類(契約書、完了検査結果通知等)の写し

イ 誓約書(別紙様式3)

## (4) その他

ア 企画提案は、1者につき1提案に限るものとする。(複数の提案は不可)

イ 企画提案書の提出後は、その内容を変更することはできない。

ウ 提出された応募書類は返却しない。また、応募書類の作成に係る経費は、提案者の負担とする。

## 10 契約先候補者の選定

### (1) 決定方法

契約先候補者の選定に当たっては、提出された企画提案書等を、「埼玉バーチャル観光大使事務局業務委託に係る委託先企画提案競技審査委員会」において、審査委員が提案内容を総合的に審査し、評価が最も高かった提案者を契約先候補者として選定する。審査は書類審査のみとし、プレゼンテーション審査は実施しない。

審査に当たっては企画提案内容、業務実施能力、業務実施体制、見積額等に基づき総合的に評価する。

### (2) 審査結果

文書で令和6年3月29日(金)までに個別に通知する。なお、審査及び審査結果についての問い合わせには応じない。

## 11 契約の相手方の決定方法

県は、契約先候補者（審査の結果、総合点が最も高かった提案者）と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は契約先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。なお、契約先候補者と協議が整わない場合は、総合点が2番目に高かった者と改めて協議を行う。以下同様の方法により、総合点が3番目に高かった者までが契約の相手方となる可能性を持つものとする。

## 12 企画提案書の情報公開

契約の相手方として決定した企画提案者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う。また、情報公開の請求に応じて契約の相手方となる企画提案者の応募書類等の情報公開を行う場合がある。

## 13 その他留意事項

### (1) 提案の失格、無効

次の各号いずれかに該当する申込は無効とする。

ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。

イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。

ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。

エ 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。

オ 「9（3）添付書類」に定める書類（法人の概要が分かるもの、委託料見積書、類似業務実績書類、誓約書）がないもの。

カ 委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの。

キ 見積金額を訂正したもの。

ク 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの

### (2) 企画提案競技の停止、中止及び取り消し

令和7年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったとき等、緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。

なお、この場合において 当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

## 14 問合せ先

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1（埼玉県庁第二庁舎1階）

埼玉県産業労働部観光課 DMO支援・観光振興担当 佐藤・蛭間

電話：048-830-3955

メール：a3950-01@pref.saitama.lg.jp